

円滑な建築確認手続き等に係る推進計画書（青森県）

1. 推進計画書の趣旨

青森県建築行政マネジメント計画「Ⅲ. 計画の内容 1. 建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保（1）迅速かつ適確な建築確認審査の徹底」に規定する、特定行政庁である青森県における建築確認審査の迅速化のための取組及び建築確認の審査過程のマネジメントは次のとおりとし、引き続き円滑な建築確認手続き等を推進します。

2. 建築確認審査の迅速化のための取組み

適確な建築確認審査を実施することを前提に、次のとおり建築確認審査手続きの迅速化に取り組めます。

(1) 事前相談等の充実

事前相談は書面によることとし、設計者側へ法改正や運用基準等に関する情報提供を適確に行います。

(2) 指摘事項等の早期伝達

指摘事項については、まとめて示すことを原則としますが、受付時及び審査の段階で図書の不足や不整合、明示すべき事項の不備及び法適合上の大きな問題を発見し、追加書類等の作成に相当の時間を要すると認められる場合は、審査途中であっても速やかに連絡します。

(3) 相互理解

指摘事項については、設計者にヒアリングを実施し、審査側と設計者側の相互理解に努めます。

(4) 消防同意手続きとの並行審査の実施

消防同意については、従前より並行審査を行っていますが、今後とも消防機関と十分な調整や情報交換を行います。

3. 建築確認の審査過程のマネジメント

次のとおり建築確認の審査過程のマネジメントを行います。

(1) 物件毎の進捗管理

構造計算適合性判定を要するものと要しないもの毎に、確認申請受付から確認済証交付までの所要期間を整理し、審査体制や審査方法等に改善の余地がないか検討を行います。

(2) 審査に係る情報共有

① 審査者により審査方針や内容に差が生じないように、建築主事や審査担当者間で活発な意見交換を行い、審査に係る情報共有を図ります。

② 建築住宅課と各地域県民局の間で、より積極的に情報交換を行います。

③ 日本建築行政会議を通じて、確認審査の運用の明確化を図るほか、各地域県民局からの照会事例については、データベース化し情報共有に努めます。

(3) 申請者への情報提供

① 統一的な運用、確認手続きの公平性・効率性等を確保するため、確認審査を通じて得られた申請上の留意事項等は、各地域県民局の窓口で情報提供を行います。

② 確認審査について寄せられる意見や苦情は、建築住宅課で取りまとめ、実態調査を行い、是正のための方策の検討を行います。